

(案)

岡山市指令庁第 - 号
令和 年 月 日

行政財産の使用許可書

住 所
氏 名

様

岡山市長 大 森 雅 夫

令和 年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については、下記の条件を付して許可します。

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表する者は岡山市長となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

記

1. 使用行政財産の表示

- | | |
|-----------|---|
| （1）所在地 | 岡山市北区大供一丁目1番1号 |
| （2）名称及び数量 | 2階カフェスペース
岡山市新庁舎の一部（ m ² ） |

2. 使用目的または用途

カフェを運営するため

3. 使用期間

令和 8 年 月 日 から 令和 9 年 月 日

4. 使用料の額及び納付方法

使用料の額 協定書のとおり

5. 使用料の改定

岡山市長は、経済情勢の変動、市有財産関係法令の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

6. 使用許可の条件

- （1） 使用を許可した物件は、地方自治法第238条の4に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意と責任をもって維持保存しなければならない。
- （2） 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2項に指定する用途以外に供してはならない。

(3) 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(4) 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって岡山市長の承認を受けなければならない。また、その費用は使用を許可された者の負担とする。

(5) 岡山市長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(6) 使用者は使用期間中、市の庁舎管理規則及び防火に関する事項を遵守しなければならない。

7. 使用許可の取消又は変更に関する事項

岡山市長は、次の各号に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。なお、このとき生じた使用者の損害については、市は損害賠償を行わない。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 市において使用を許可した物件を必要とするとき。

8. 原状回復

(1) 岡山市長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で岡山市長の指定する期日までに使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、岡山市長が特に承認したときはこの限りでない。

(2) 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、市長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用を許可された者は、岡山市長に異議を申し立てることができない。

9. 損害賠償

(1) 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合はこの限りでない。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

10. 有益費等の請求権の放棄

使用許可の取消が行われた場合、又は使用を許可した期間が満了した場合においては、使用を許可された者は使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

11. 疑義の決定

本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、岡山市長の決定するところによるものとする。